

# 小川町森林整備計画

令和5年3月31日

計画期間

自 令和5年4月1日

至 令和15年3月31日

埼玉県

小川町

## 目 次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 . . . . . 1
- 2 森林整備の基本方針 . . . . . 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 . . . . . 4

### II 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢 . . . . . 5
- 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法 . . . . . 5
- 3 その他必要な事項 . . . . . 6

#### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項 . . . . . 7
- 2 天然更新に関する事項 . . . . . 8
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 . . . 9
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 . . . . . 9
- 5 その他必要な事項 . . . . . 10

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 . . . 10
- 2 保育の種類別の標準的な方法 . . . . . 12
- 3 その他必要な事項 . . . . . 13

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . . . . . 13
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . . . . . 17
- 3 その他必要な事項 . . . . . 19

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する

## る事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 . . . . . 2 1
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 . . . . . 2 1
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 . . . 2 1
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 . . . . . 2 1
- 5 その他必要な事項 . . . . . 2 1

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 . . . . . 2 2
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 . . . 2 2
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 . . . . . 2 2
- 4 その他必要な事項 . . . . . 2 3

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 . . . . . 2 3
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 . . . . . 2 4
- 3 作業路網の整備に関する事項 . . . . . 2 4
- 4 その他必要な事項 . . . . . 2 7

## 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 . . . . . 2 7
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 . . . . . 2 8
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 . . . . . 2 9

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び該当区域内における鳥獣害の防止

の方法	3 1
2  その他必要な事項	3 3
<b>第2  森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護</b>	
<b>に関する事項</b>	
1  森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	3 3
2  鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	3 3
3  林野火災の予防の方法	3 4
4  森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意	
事項	3 4
5  その他必要な事項	3 4
<b>IV  森林の保健機能の増進に関する事項</b>	
1  保健機能森林の区域	3 5
2  保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採そ	
他の施業の方法に関する事項	3 5
3  保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に關す	
る事項	3 5
4  その他必要な事項	3 5
<b>V  その他森林の整備のために必要な事項</b>	
1  森林経営計画の作成に関する事項	3 6
2  生活環境の整備に関する事項	3 6
3  森林整備を通じた地域振興に関する事項	3 7
4  森林の総合利用の推進に関する事項	3 7
5  住民参加による森林の整備に関する事項	3 7
6  森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	3 8
7  その他必要な事項	3 8

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本地域は、埼玉県ほぼ中央比企丘陵の西端に位置し、都心より60kmの地点にあり、山地は秩父山地の一部で500～800mの山稜がつらなり、東西11km、南北10kmの小盆地でヤツデの葉状に山地に入り組んでおり、丘陵は町の北部にあり、市野川流域に発達したいわゆる比企丘陵の北部をなし、その高さは80～100m前後である。土壌は第三紀層に属し、北東部の丘陵地帯が沖積層の埴壤土、中心部から西部にかけて壤土であり、地帯別特質からみれば、2地帯に大別区分される。

また、本地域は山間地帯であり、総面積6,036haのうち、山林が3,235ha（その内、計画対象森林3,219ha）あり53.6%を占め、一部市街地を除いた周囲は、大部分が農村部にあつて田園的性格の都市を形成している。森林のうち、人工林は1,915haあり、森林面積の59.5%となっている。

優良材の生産と森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、下刈、枝打、除間伐等の保育作業を計画的に推進し、活力ある健全な森林の整備に努めるとともに、優良材の産地化と利用拡大を図る。また、作業路網の整備を推進し地域に即した林業機械を導入して、森林施業の集約化、省力化を図るなど、適切な森林施業の計画的な実施が課題である。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

当町は、比企丘陵の西端にあり秩父山地との境界付近の中山間地域である。また、中心市街地から東西に市街地が広がり、北側の市野川流域を中心に農地が広がる農山村地帯でもある。そういった地形的なことから、町内の森林は多様な形態をしており、さまざまな機能を有している。

その中でも、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能」、「快適環境形成機能」、「保健・文化機能」、「木材生産機能」といった機能を

高め、各機能の特色を生かすべく区分しそれぞれの保全に努め、山岳地、丘陵地の特徴をいかしていく。

「水源涵養機能」の高い森林については、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

「山地災害防止機能」の高い森林については、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

「快適環境形成機能」の高い森林については、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育を推進することとする。

「保健・文化機能」の高い森林については、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の方策

### ア 森林整備の基本的な考え方

近年の木材需要の低迷、林業経営にかかる費用の上昇により、適切な森林整備が実施されない森林が増加している。このため、町、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的に森林整備を推進する。

### イ 森林施業の推進方策

当町は人工林が森林面積の約59.5%（1,915ha）を占めており、経済的価値の高いスギ・ヒノキの優良材の産地づくりに努める。また、優れた資源環境の保全に努め、山岳地、丘陵地の特徴を生かして、活力ある農山村づくりを促進していく。

各機能のごとの森林整備及び保全の基本方針を下記の表の通りとする。

森林の有する機能		森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能		洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
山地災害防止機能・土壌保全機能		<p>災害に強い町を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能		<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための適切な管理を推進することとする。</p>
保 健 ・ 文 化	保健・レクリエーション機能	<p>住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>保健等のための適切な管理を推進することとする。</p>

機能	文化機能	<p>潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>風致の保存のための適切な管理を推進することとする。</p>
	生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畦林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。</p>
木材等生産機能		<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

健全な森林の整備と林業の活性化を図るため、次の事項を重点に推進する。

- (1) 森林組合等林業事業体の育成、強化、充実と実施体制の整備を図り委託事業を拡充推進し、森林施業の共同化を促進する。
- (2) 作業路網の整備を図り、集約施業と機械化を促進する。
- (3) 林業労働力確保支援センターを活用して、林業従事者の育成及び確保を図る。
- (4) 林産物の流通体制の整備を図る。



## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	サワラ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材 以外)	その他 広葉樹 (用材)
全域	35	40	35	35	50	10	15	55

注) この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は、皆伐によるものとする。

##### ・択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

##### ・皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域の

モザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

なお、立木の伐採に当たっては以下の(1)～(4)に留意することとする。

- (1) 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。
- (2) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- (3) 伐採後の適確な更新を確保するために、予め、適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して、伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- (4) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。  
また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める方法に適合したものとする。

- 3 その他必要な事項  
該当なし

## 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
  - (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種名
スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ等

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は小川町の林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほ

か郷土種などにも考慮すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）
スギ、ヒノキ 広葉樹	疎仕立て	概ね 1, 500
	中仕立て	概ね 2, 500
	密仕立て	概ね 3, 200

注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は小川町林業担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈筋状積地拵えを原則とする。 なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮石等不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈り地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。
植栽の時期	2 月～6 月下旬までに行うことを標準とする。秋植えの場合には、地上部の成長が終り、根の活動が未だ行われている時期（9 月中旬から 10 月）に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を超えない期間とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、ケヤキ、カエデ、コナラ、クヌギ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき本数

樹種	期待成立本数
広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ等） 針葉樹（マツ類、モミ類等）	10,000 本 / ha

樹種	天然更新すべき本数
広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ等） 針葉樹（マツ類、モミ類等）	3,000 本 / ha 以上

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十

	分な箇所に必要な本数を植栽する
ぼう芽更新(芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
—	

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数（草丈以上のものに限る）を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

### **第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準**

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満にあつては10年、標準伐採齢以上にあつては15年とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であつて、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返

し行うものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	施業方法	間伐時期 (林齢)				間伐方法	備考
				1回目	2回目	3回目	4回目		
スギ	疎仕立て	概ね 1,500	標準伐期	—				間伐率は、本数比で概ね20～35%程度とする。 なお、針広混交林に誘導する場合は、概ね40～50%とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施のうえから必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。	
			長伐期	35	45				
	中仕立て	概ね 2,500	標準伐期	25					
			長伐期	25	35	45			
	密仕立て	概ね 3,200	標準伐期	18	25				
			長伐期	18	25	35	45		
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	標準伐期	—					
			長伐期	40	55				
	中仕立て	概ね 2,500	標準伐期	30					
			長伐期	30	40	55			
	密仕立て	概ね 3,200	標準伐期	20	30				
			長伐期	20	30	40	55		

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法	備考	
		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	18			20
下刈	スギ	1	2	1	1										植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ	1	2	1	1	1	1	1								
つる切	スギ								1					下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～8月頃を目安とする。		
	ヒノキ									1						
除伐	スギ									1				造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮することとする。実施時期は8～10月頃を目安とする。		
	ヒノキ										1					
枝打ち	スギ										1	1		病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るため必要に応じて行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬から3月上旬頃とする。		
	ヒノキ										1		1			



### 3 その他必要な事項

資源の循環利用林において実施すべき間伐及び保育の基準は次の点に留意することとする。

#### (1) 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が充分実施されていない場所等の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、弱度の間伐を実施すること。

#### (2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく材木の成長が遅い場所については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造材木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで実施すること。

#### (3) つる切り

つる類の繁茂の著しい箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源涵養保安林や、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能維持増進を図る為の森林施業を推進すべき区域を別表1のとおり定める。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森

林の区域を別表 2 のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	サワラ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
全域	45	50	45	45	60	20	25	65

- (2) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健・文化機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等。

具体的には、傾斜が急な個所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流化する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な帯水層

がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林について定める。

② 快適な環境形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果の高い森林、生活環境保全機能が高い森林等。

具体的には、都市近郊等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林について定める。

③ 保健・文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化生物多様性保全機能が高い森林等。

具体的には、仙元山や金勝山周辺の紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化

のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進する森林と定め、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。また都市近郊林等に所在する森林を積極的な樹種変換により住環境を快適にする目的や、森林の循環利用を推進するために森林整備を適切に行い、水源涵養や二酸化炭素の吸収など、森林が持つ公益的機能を継続的に発揮させるための目的で、その跡地を再造林する場合には皆伐することができる。

アの①～③のそれぞれの区域については、推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	サワラ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	
全域	70	80	70	70	100	20	30	

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約

化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表 1】

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	大河 28～34 の一部、35	315.52 h a
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	下記の一部 小川 9 大河 1、2、14、19、25、28～34、37、40、41、竹沢 4、6～9、12～14、16、18～20 （上記の林班にかかる、土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林に指定されている区域及び埼玉県農林公社営林はこの区域に含むものとする）	248.66 h a
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	八和田 1、3～12、16～18、23～26	198.09 h a
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	小川 4 の一部、5 大河 1、2、3～4 の一部 竹沢 15、16 の一部、17、18～20 の一部	316.15 h a
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0 h a
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	小川 3、4 大河 13～22、25～41 竹沢 21	1274.84 h a
うち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	0 h a

【別表 2】

施業の方法		森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林		大河 28～34 の一部、35	315.52 h a
長伐期施業を推進すべき森林		下記の一部 小川 9 大河 1、2、14、19、25、 28～34、37、40、41、竹沢 4、 6～9、12～14、16、18～20 （上記の林班にかかる、土 砂流出防備保安林・土砂崩 壊防備保安林に指定され ている区域及び埼玉県農 林公社営林はこの区域に 含むものとする）	247.84 h a
複層 林施 業を 推進 すべ き森 林	複層林施業を推進す べき森林 （択伐によるものを 除く）	小川 4 の一部、5 大河 1、2、 3～4 の一部 竹沢 15、16 の 一部、17、18～20 の一部 八和田 1、3～12、16～18、 23～26	489.65 h a
	択伐による複層林施 業を推進すべき森林	該当なし	0 h a
特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林		該当なし	0 h a



- 3 その他必要な事項
  - (1) 施業実施協定の締結の促進方法  
該当なし
  - (2) その他  
該当なし

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針  

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項  

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができること、などを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項  

森林所有者が委託を含め自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度等の活用を図り、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

## 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者のうち80%は、所有規模が5ha未満の零細所有者が占めている。そのため、枝打ち、除伐、間伐等の共同施業を目的に林業者の組織する団体として育林施業組合が設立されている。

今後も、育林施業組合の充実を図るとともに、計画的、集団的な施策を促進する。

また、森林組合の作業班を活用して委託施業の促進を図るなど、森林組合を中心とした施業の共同化にも努める。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

活力ある森林の造成及び優良材の生産拡大を図るためには、適切な保育作業を適期に実施する必要がある、これを共同化するためには、森林組合や育林施業組合を集団的、組織的な施業の実行体制をさらに整備する必要がある。

このため、指導機関として森林組合が組合自体の組織の充実だけでなく、地域で指導的役割を果たす中核林家の育成を図り、施業共同化の推進体制を整備強化する。

さらに、適切な保育施業を実施するために、小川町林業研究会連合会を通じて集落単位での森林所有者への啓蒙普及活動を行い、また、不在森林所有者への理解と協力の呼び掛けを積極的に行う。

特に、適切な林業労働力を持たない小規模森林所有者や不在森林所有者等に対しては、施業意向調査等を実施して施業実施協定の締結に努めるとともに、森林組合等事業体による施業の受託や分収林制度の利用を積極的に推進し、健全で活力ある森林の整備に努める。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、次の事項に留意するものとする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項を予め明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法を予め明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者の一が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、予め、施業の共同実施の実効性を担保とするための措置について明確にしておくこと。

- 4 その他の必要な事項  
該当なし

## **第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な、森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。

なお、この水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度 (m / ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 (35) 以上	60 (50) 以上
	架線系 作業システム	15 以上	5 (0) 以上	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

## 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施策を推進する路網整備推進区域を地形、地質、森林の有する機能等を踏まえて下表のとおり設定する。

路網整備を推進する区域	面積
小川 3、4 大河 13~22、25~41 竹沢 21	1274.84ha

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は、林業専用道作設

指針(平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知)を基本として埼玉県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設・拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長及び箇所数	利用区域			前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
						面積	材積				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道及び軽車道	林道	青山	小谷戸	400	27	2,261	1,666		J-14	
			上古寺	柳沢	400	58	10,367	519		K-13	
			腰越	平萱	400	47	7,762	1,328		K-13	
			腰越、 上古寺	矢崎中井	400	84	15,360	2,218		J-13	
			下里	寒沢	400	24	2,932	633		J-14	
			木部	木部	400	30	3,120	560		I-13	
			高見	高見	200	9	235	936		H-14	
			下里	仙元山	1,100	70	5,155	4,356		J-14	
			上古寺	小坂滝ノ谷	400	55	4,850	2,300		J-13	
						小計	4,100				

開設／拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長及び箇所数	利用区域			前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考	
						面積	材積					
							針葉樹	広葉樹				
拡張(改良)  (舗装)〃	自動車道及び軽車道	林道	腰越	栗山	330	322	50,214	12,381	○	K-12		
			勝呂	勝呂木呂子	220	57	10,860	1,260		I-13		
			腰越	赤木七重	110	115	18,672	2,911	○	K-13		
			腰越	赤木慈光	200	120	32,698	1,056		K-13		
			上古寺									
			腰越	栗山七重	100	145	32,937	2,552	○	K-12		
			青山	仙元山	110	60	5,019	3,611		J-14		
			腰越	大日向	200	52	4,469	1,851		K-13		
			勝呂	勝呂入山	400	113	32,326	2,346	○	I-13		
			腰越	天久	1,280	42	6,378	517	○	J-13		
			腰越	赤木慈光	2,500	120	32,698	1,056		K-13		
			上古寺									
			腰越	栗山七重	200	145	32,937	2,552	○	K-12		
			青山	仙元山	280	60	5,019	3,611		J-14		
			腰越	萩平笠山	740	144	10,564	8,610	○	K-12		
勝呂	勝呂入山	1,000	113	32,326	2,346	○	I-13					
			小計	7,670								

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁官

通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(1) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるよう開設する。また、開設にあたっては地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造を基本とし、構造物は地形・地質・土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業労働者の育成

森林組合等林業事業体の社会保険、雇用保険等への加入促進を指導し、雇用労働者の福利厚生面での就労環境の改善に努める。また、森林組合作業班については、個人所有山林の施業委託だけでなく、町有林、県営林、農林公社営林等の施業を受託することにより、仕事量の安定確保と雇用の長期化・安定化を図る。

そのほか、県その他関係団体の協力を得て、作業班、篤林家、日曜林家等を対象として、技術や機械器具の取扱い習得のための講習会や先進林業地の視察研修等を実施し、労働者の技能や知識

の向上に努める。特に、森林組合作業班については、林業機械化を進めるために各種技能・資格の取得等について、支援の強化を図る。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者を確保するため、林業労働力確保支援センターの活用とともに、各林業研究会及び小川町林業研究会連合会の組織の充実、講習会、研修会等への参加を奨励して、より高度な技術の修得による林業経営の安定化と林業に対する意識の高揚を図るとともに、しいたけ等特用林産物を導入育成することにより、林家の経営安定化を図っていく。

また、サラリーマン林家等に対しても間伐、枝打ち等の講習会への積極的な参加を呼びかけ、林業に対する関心を喚起する。

活動拠点施設の整備

施設の種類	位置	規模	利用組織	対図番号
森林・林業地域活力増進センター	高谷	400 m <sup>2</sup>	森林組合等	概要図①

(3) 林業事業体の体質強化方策

埼玉県中央部森林組合は、林業の中核的担い手としての役割を果たしているが、さらに経営内容を充実、強化し、事業の多角化、組合員の森林施業の共同化をはじめ、事業を担う作業班員の育成・確保・林業機械の導入による施業の省力化・合理化が必要であり、これにより組合の経営体質の拡充を図る。

また、その他の素材生産者についても同様に、林業機械の導入等による施業の省力化・合理化を進める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

適切な森林施業を実施するためには、機械化を促進し、施業の



合理化を図ることが不可欠である。保育作業等ではチェーンソー、刈払機、自動枝打機等が普及してきた。さらに機械作業の普及を進めていくとともに、林道、作業道等の整備を促進し、地域の実情に応じた適正な高性能機械等の導入によって作業効率、能率の向上を図り、生産の拡大とコスト低減を図る。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材	傾斜地	チェーンソー 小型集材機 スイングヤーダ	チェーンソー 自走式搬器 スイングヤーダ
	緩斜地	チェーンソー 小型運材車	チェーンソー 小型運材車
造林 保育 等	地拵え 下刈	人力 刈払機	刈払機
	枝打	人力 自動枝打機	自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械に関する知識、安全操作等を徹底するため、研修会、展示会の開催や参加により普及啓発に努め、機械化促進のための条件整備を積極的に推進する。また、機械の効率的かつ経済的使用のため、林業労働力確保支援センターを活用した共同利用の促進を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町の素材生産は、森林組合及び町内の木材生産者等により行われ、原木センター等への出荷及び森林組合、近隣地域の製材業者等での加工に供されている。

森林組合が中心となり今後増加する間伐材の市場への出荷拡大を図るとともに、工場の近代化、合理化を進め、地元及び近隣の製材

加工業者を含めた木材流通加工体制の強化を図る。また、森林組合の製材工場及び住宅産業部門の充実を図り、地元材の需要を拡大し、地域内林家の要請に応じていく。しいたけ等特用林産物については、生産技術向上により品質を高め、農産物直売所等の利用を図り、観光客等消費者への直販体制を整備する。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位 置	規 模	対 図 番 号	位 置	規 模	対 図 番 号	
流通・加工・販売	高谷	400 m <sup>2</sup>	概要図 	—	—	—	森林組合
販売	下横田	208 m <sup>2</sup>	概要図 	—	—	—	直売所

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び該当区域内における鳥獣害の防止の方法  
野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び該当区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表 3 に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	(大河)大字青山 005	23.92
〃	〃 大字青山 006	17.27
〃	〃 大字青山 009	24.82
〃	〃 大字青山 010	15.26
〃	〃 大字青山 011	19.90
〃	〃 大字下古寺 012	2.93
〃	〃 大字上古寺 012	19.03
〃	〃 大字下古寺 013	2.01
〃	〃 大字上古寺 013	32.03
〃	〃 大字上古寺 014	42.65
〃	〃 大字上古寺 015	12.18

〃	〃 大字上古寺 016	42.76
〃	〃 大字上古寺 017	33.26
〃	〃 大字上古寺 018	33.30
〃	〃 大字上古寺 019	53.96
〃	〃 大字上古寺 020	18.05
〃	〃 大字上古寺 021	23.86
〃	〃 大字上古寺 022	25.65
〃	〃 大字上古寺 023	9.54
〃	〃 大字下古寺 023	15.14
〃	〃 大字腰越 024	29.05
〃	〃 大字腰越 025	33.32
〃	〃 大字腰越 026	59.61
〃	〃 大字腰越 027	42.72
〃	〃 大字腰越 028	33.94
〃	〃 大字腰越 029	33.03
〃	〃 大字腰越 030	120.86
〃	〃 大字腰越 031	61.85
〃	〃 大字腰越 032	52.93
〃	〃 大字腰越 033	59.57
〃	〃 大字腰越 034	67.00
〃	〃 大字腰越 035	50.10
〃	〃 大字腰越 036	28.15
〃	〃 大字腰越 037	62.97
〃	〃 大字腰越 038	29.13
〃	〃 大字腰越 039	30.37

〃	〃 大字腰越 040	38.09
〃	〃 大字腰越 041	36.90
合計	38	1337.11

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所については引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図る。

森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行なうものとする。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図っていく。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）等の対策については、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消化機材等の配置及び作業道の充実により防火管理網を整備する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

町内において、火入れを実施する際には「小川町火入れに関する条例（昭和59年12月22日条例第24号）」の規定を遵守すること。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

注）但し、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

#### (2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の設備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
小川	001～013	475.82
大河	001～049	1650.27
八和田	001～026	347.56
竹沢	001～024	746.37

### (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

### 2 生活環境の整備に関する事項

ゴミの不法投棄防止やイノシシの生育場所とならないよう、林内



の見通しをよくするため、ササ等の刈払いを実施する。また、林内の安全を確保するため、枯損木など危険な立木の伐倒整理を推進する。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項


該当なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

小川町の南東部に位置する仙元山周辺の自然環境・景観を生かすための森林整備、「創造の森整備事業」が平成8年度から3ヶ年事業で進められた。

仙元山は山桜や天然記念物の大紅葉などがあり、広葉樹の多い地域である。町民の身近な緑として自然環境を保全するとともに保健休養の場として調和のとれた整備を行っていく。

#### 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
仙元山見晴 らしの丘公	小川	11,879㎡	—	—	概要図 

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林の持つ公益的機能の理解を促し、地域住民の積極的な参加による森林の保全・整備・利用を推進する。また、地域住民だけでなく、森林ボランティア等による森林整備への参加も推進する。

#### (2) 上下流連携による取組に関する事項

企業により育成のため下草刈り、植栽等を実施し森林整備を推進する。

#### (3) その他

該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

### 計画期間内における森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
—			

## 7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制度に従った森林施業の方法に従って実施すること。

地域林業の振興を図るため、林業普及指導員、森林組合との連携を密にし、林業技術の普及指導及び森林造成の重要性について啓蒙普及に努め森林の保護、保全に関する指導を適切に実施する。

また、小川町緑地・レクリエーション整備基本計画書に基づいて、恵まれた自然環境を活かした森林の総合的利用の推進を図る。